

小金井市空家等対策庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市内における空家等の情報を庁内で共有し、空家等の対策が必要な事項について検討し、及び庁内における連携体制を構築するため、小金井市空家等対策庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係課等との連携又は情報共有が必要な案件に関すること。
- (2) その他空家等の対策に関し、必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる職の者を委員として構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 都市整備部長
- (3) 地域安全課長
- (4) コミュニティ文化課長
- (5) 資産税課長
- (6) 環境政策課長
- (7) ごみ対策課長
- (8) 地域福祉課長
- (9) 子育て支援課長
- (10) 都市計画課長
- (11) まちづくり推進課長
- (12) 道路管理課長
- (13) 建築営繕課長
- (14) 生涯学習課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部長をもって充て、副委員長は都市整備部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(意見聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長は、委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する部会長及び部会員をもって組織する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、地域安全課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月9日から施行する。